

運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金Q&A

No.	ご質問	回答
1	補助金の趣旨は。	茅野市では、原油価格の高騰等の影響を受けつつも、燃料費コストを価格転嫁できず、経営を圧迫している運輸、交通、卸売業等の市内中小企業者等に対し、事業持続化支援のため、旅客運送及び貨物運送に係る車両の台数に応じて、補助金を支給します。
2	補助対象者を教えてください。	次のすべてに該当する事業者 ①中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者及びこれと同等と認められる者 ②市内に主たる事業所等を有する事業者 ③運輸・交通・卸売・廃棄物処理業、配達飲食サービス、冠婚葬祭業等を営業しているもの（別紙参照） ※次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としません。 (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員 (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者 (4) 申請時において廃業をしている者 ※卸売業においては、小売業等と混在している場合は、売上の40%以上が卸売部門の売り上げがあること。 ※個人事業主も対象になります。
3	対象とならない事例を教えてください。	①申請者が中小企業に該当しない大企業 ②申請者が中小企業基本法の対象とならない宗教法人、学校法人、NPO、一般社団法人等
4	具体事例を教えてください。	車両種別により交付額が異なります。 ・貨物自動車運送事業車両（大型貨物・中型貨物） （1、10、100又は8、80、800ナンバー） ・旅客自動車運送事業車両（バス車両11人以上） （緑地ナンバー） ・旅客自動車運送事業車両（タクシー車両10人以上） （緑地ナンバー） ・卸売業等小型貨物、廃棄物等収集車両 ・軽貨物・貨物等輸送普通車両 ・自動車運転代行業者業 ・貨物小型二輪自動車 ※卸売業で営業車両登録していない場合は、車両の写真を提出
5	対象にならない経費を教えてください。	・休車車両は対象となりません。 ・有償旅客運送及び貨物運送以外の営業車両は対象となりません。
6	申請期限を教えてください。	令和4年11月30日までとなります。
7	補助金は複数回受けることはできますか。	補助金の交付は1事業者あたり1回限りです。
8	新規開業する場合は対象になりますか。	申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合）は対象外です。開業届や営業許可証等を添付して申請してください。
9	休業中でも申請できますか。	廃業せず、事業を営んでいる実態が確認でき、申請時点で事業を再開していれば、申請可能です。

運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金Q&A

No.	ご質問	回答
10	市内と市外に事業所が複数ありますが、市外事業所の車両も対象になりますか。	市内の事業所の車両のみ対象となります。
11	「営業許可証等、営業実績がわかる書類」とありますが、飲食店ではないですが、何を提出すればよいですか。	許認可等がない業種の場合は、直近の「法人事業概況説明書」、「確定申告書」、「法人登記に係る履歴事項全部証明書」、「開業届（開業後間もない場合）」等、市内で事業を営んでいることが分かる書類を提出してください。
12	支給されるまでにどれくらいかかりますか。	書類に不備がなければ、申請いただいてから概ね2週間程度でご指定の口座に入金する予定です（通帳には「チノシ」と印字されます）。交付が決定した方には「交付決定通知兼確定通知書」を請者住所宛てに送付いたします。申請受付期間終了の間際は、多数の申請が予想されるため、支給までにお時間を要する可能性がありますので、予めご了承ください。申請書類に不備がある場合は、修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。支給までにお時間を要する場合がありますのでご承知おきください。 ※申請書を郵送された場合に、書類に不備があった場合は、申請書に記載の電話番号やメールアドレスにご連絡させていただきます。日中ご連絡のつく連絡先を記載してください。
13	振込先口座の通帳の写しについて、紙媒体の通帳がない場合、どうすればよいですか。	紙媒体の通帳がない場合（電子通帳等）は、電子通帳等の画面等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」、「口座名義人（フリガナ）」が確認できるものを提出してください。
14	振込先口座は誰の名義でもよいですか。	口座名義と申請者名義は同一としてください。個人事業主等で口座名義に屋号等が付いている場合、事業者名が同一であれば受付可能です。
15	申請はどこにすればよいですか。	市役所商工課へ郵送か、持ち込みも可とします。
16	写真を印刷して提出することが難しい場合はどうすればよいですか。	写真だけ市役所商工課へメールで送っていただいても構いません。メール提出の際は、その旨をご連絡いただき、申請者（法人名、屋号、代表者氏名）を入れて、送信してください。
17	申請書を書き間違えた場合はどうすればよいですか。	書類を訂正する場合は、修正液・修正テープで修正せず、二重線のうえ訂正印を押印していただくか、書き直してください。申請書に押印は不要ですが、訂正印を押印する場合は、申請者名のところにも同じもので押印してください。
18	「その他市長が必要と認める書類」は何かありますか。	「その他市長が必要と認める書類」とは、補助金申請時に市が必要と判断した場合、指定書類をご提出いただくこととなります。

(別紙)

補助対象者は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める分類表のうち、別表に定める事業を主たる事業として営むものとする。

日本標準産業分類の分類	大分類H(運輸業、郵便業) 大分類I(卸売業、小売業)のうち中分類番号50(各種商品卸売業)、51(繊維・衣服当卸売業)、52(飲食料品卸売業)、53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、54(機械器具卸売業)、55(その他の卸売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち小分類番号772(配達飲食サービス業) 大分類N(生活科連サービス業、娯楽業)のうち小分類番号781(洗濯業)、796(冠婚葬祭業) 大分類R(サービス業(他に分類されないもの))のうち中分類番号88(廃棄物処理業)
-------------	--